

碧南市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、こども健康部、経済環境部、開発水道部の令和7年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年3月2日

碧南市監査委員 小林 尚

碧南市監査委員 林田 かなめ

令和7年度
定期監査報告書

こども健康部
経済環境部
開発水道部

碧南市監査委員

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

こども健康部 こども課、保育課、健康課
経済環境部 商工課、農業水産課、環境課
開発水道部 都市整備課、水道課、下水道課

3 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年11月30日

4 監査の実施期間

令和7年12月11日から令和8年1月20日

5 監査の実施場所

監査委員室

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

7 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

8 監査の結果

各事務は、おおむね適正に執行されていると認めたが、次に掲げるとおり改善すべき点があった。

- (1) 契約事務や補助金交付事務において、公印使用承認が未実施であり、公印の押印のないものが見受けられた。交付の際に再確認すること。